

マイナンバーカードの取得・健康保険証利用申込・公金受取口座登録をして

最大で

2万円分のポイントをもらおう！

カード申請期限
9/30(金)
まで!!



◆必要な手続きは？

マイナポイントをもらうには、次の手続きが必要です。

①マイナンバーカードの取得
マイナポイントの予約、
申込・キャッシュレス決済
の選択

②マイナンバーカードの
健康保険証利用申込

③公金受取口座の登録

※各手続きで付与されるポイントや付与方法、申込期限は下表のとおりです。

対象者	ポイント付与数	付与方法	ポイント申込期限
①マイナンバーカードを取得した方 ※カード取得済みの方で、これまでマイナポイントを申し込んでいない方	最大5,000円相当	キャッシュレス決済利用（チャージ又は買い物）に対して、利用額の25%のポイント付与。	令和5年 2月28日まで
②マイナンバーカードの健康保険証利用申込をした方	7,500円相当	直接付与（チャージ又は買い物は不要）	
③公金受取口座の登録をした方	7,500円相当	直接付与（チャージ又は買い物は不要）	

◆取得方法

【準備する物】

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードに設定した4ケタの暗証番号
- ポイントを取得したい決済サービスのカードやアプリ
- 公金受取口座に設定する口座の口座番号が分かるもの

【申し込み手順】

- ①スマートフォン等にマイナポータルアプリをダウンロードする。
- ②マイナポータルにログインし保険証利用申込、公金受取口座の登録を行う。
- ③スマートフォン等にマイナポイントアプリをダウンロードする。
- ④マイナポイントアプリにログインし、決済サービスを登録する。

※上記の表①のポイント取得には、決済サービスの利用（チャージ又は買い物）が必要です。
例として、最大額（5,000円分）を取得するには令和5年2月28日までに2万円分のチャージ又は買い物が
必要です。
※ポイントが付与されるタイミングは決済サービス毎に異なります。ポイントを受け取るために、手続きが必要なものもありますので事前にご確認ください。

▼マイナポータルアプリのダウンロードはこちらから



▼マイナポイントアプリのダウンロードはこちらから



◆マイナポイントって何？



マイナポイントとは、令和4年9月末までにマイナンバーカードを取得した方がもらえる「キャッシュレス決済のポイント」です。このポイントは、普段のお買い物の支払いに使用できます。マイナポイント第2弾では、マイナンバーカードの取得に加えて、キャッシュレス決済サービスとの紐づけや、健康保険証としての利用申込や公金受取口座を登録すると、最大で2万円分のポイントを受け取ることができます。

◆マイナポイントってどうやって使うの？

マイナポイントで取得したポイントは、指定したキャッシュレス決済で使用できます。マイナポイントは申請時にキャッシュレス決済を選ぶ必要があります。マイナポイントは、マイナポイントと紐づけて申請したキャッシュレス決済での支払いに使用できます。また、マイナポイントが付与されるタイミングや、使用期限があるかといった点は、選んだキャッシュレス決済によって異なります。ポイントの使用先はキャッシュレス決済に対応したお店や施設に限られます。マイナポ

ポイント申込期限
令和5年
2/28まで!!



ポイントを申請する際は、どのキャッシュレス決済で申請するか
の選択が非常に重要です。